



島根県報

平成16年 3 月30日 (火)
号外 第 35 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

企業参入促進資金利子補給金交付要綱の一部改正

(農業経営課)

告 示

島根県告示第379号

企業参入促進資金利子補給金交付要綱 (平成15年島根県告示第789号) の一部を次のように改正する。

平成16年 3 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

第 9 条を第10条とし、第 2 条から第 8 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

(定義)

第 2 条 この告示において「農外企業農業参入事業」とは、次に掲げる要件をすべて満たす事業をいう。

- (1) 知事が別に定める要件を満たす経営計画を有する農外企業等 (以下「事業対象企業」という。) が行う事業であること。
 - (2) 農業生産並びにその農産物の加工及び販売又は農作業の委託を受けるために必要な施設・機械整備、小規模土地基盤整備並びに素畜 (減価償却をすることが可能なものに限る。) 購入に係る事業であること。
- 2 この告示において「企業参入促進モデル事業」とは、農外企業農業参入事業のうち、知事が別に定める作目を対象として行う事業をいう。
- 3 この告示において「認定農業者並企業」とは、事業対象企業のうち、当該企業における主たる従事者の農業所得及び労働時間が、農業経営基盤強化促進法 (昭和56年法律第65号) 第 6 条第 1 項に規定する農業経営基盤強化促進基本構想に定める目標農業所得及び目標労働時間に達する見込みがあると認められる企業をいう。

別表を次のように改める。

別表 (第 1 条、第 3 条関係)

貸付対象者の区分	資 金 の 種 類	貸 付 条 件	利子補給率
1 農外企業農業参入事業の実施主体となる農外企業等	1 建構築物等取得資金 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成又は取得に必要な資金 (農地若しくは牧野の改良、造成又は取得に要するものを除く。)	1 貸付利率 年1.6パーセント	年1.25 パーセント
	2 果樹等植栽資金 果樹その他の永年性作物の植栽に必要な資金	2 貸付限度額 5,000万円と農業分野への参入に必要な経費の額の100分の80 (認定農業者並企業については100分の100) に相当する額とのいずれか低い額。ただし、運転資金にあつては1,000万円までとする。	
	3 家畜購入資金		

	<p>乳牛その他の家畜の購入に必要な資金</p> <p>4 小土地改良資金 事業費1,800万円を超えない規模の農地若しくは牧野の改良又は造成に必要な資金</p> <p>5 運転資金。ただし、前各号に掲げる資金を借り入れた場合に限る。</p> <p>(1) 農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。）に係る賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金</p> <p>(2) 農機具及び運搬用機具の賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する賃借料を一時に支払うのに必要な資金</p> <p>(3) その他農業分野に参入するに当たって必要と認められる運転資金</p>	<p>3 融資率 100分の80以内（認定農業者並企業については100分の100以内）</p> <p>4 償還期限 15年以内</p> <p>5 据置期間 3年以内</p>	
<p>2 企業参入促進モデル事業の実施主体となる農外企業等</p>	<p>前項第 1 号から第 4 号までに掲げる資金</p>	<p>1 貸付利率 年1.6パーセント</p> <p>2 貸付限度額 企業参入促進モデル事業に係る事業費から補助金額を差し引いた金額の100分の80（認定農業者並企業については100分の100）に相当する額</p> <p>3 融資率 100分の80以内（認定農業者並企業については100分の100以内）</p> <p>4 償還期限 15年以内</p> <p>5 据置期間 3年以内</p>	
	<p>前項第 5 号本文に掲げる資金</p>	<p>1 貸付利率 年1.6パーセント</p> <p>2 貸付限度額 1,000万円</p> <p>3 融資率 100分の80以内（認定農業者並企業については100分の</p>	

		100以内)	
		4 償還期限	
		15年以内	
		5 据置期間	
		3 年以内	

附 則

この告示は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

